

香川県条例第2号

香川県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

香川県緊急雇用創出基金条例（平成21年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 県内の厳しい雇用失業情勢等を踏まえ、緊急雇用対策として、一時的な雇用及び就業の機会の創出効果が高い事業、生活及び就労を支援する事業、<u>住宅の確保を支援する事業並びに在職者の処遇の改善を支援する事業</u>を円滑に実施するため、香川県緊急雇用創出基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 県内の厳しい雇用失業情勢等を踏まえ、緊急雇用対策として、一時的な雇用及び就業の機会の創出効果が高い事業、生活及び就労を支援する事業並びに<u>住宅の確保を支援する事業</u>を円滑に実施するため、香川県緊急雇用創出基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年12月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。